

○ 地理的表示保護制度がスタートしました

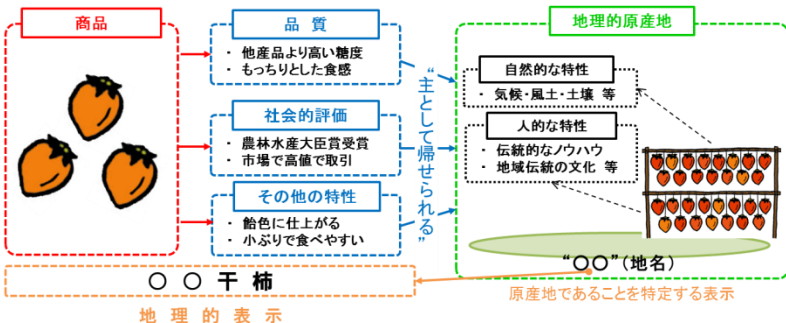
「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」に基づき、地理的表示保護制度が、平成27年6月1日から運用を開始しました。

(1) 地理的表示保護制度とは

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度です。

地理的表示のイメージ

～ ○○干柿（※架空の農産物）を例に ～



EUで登録されている製品の例

カマンベール・ドゥ・ノルマンディー（フランス）



○特徴：どっしりとした、なめらかな円柱形のチーズ。表面は薄く白カビの層で覆われており、軽い塩味とフルーティーな食味が特徴。独特な芳香を持つ。

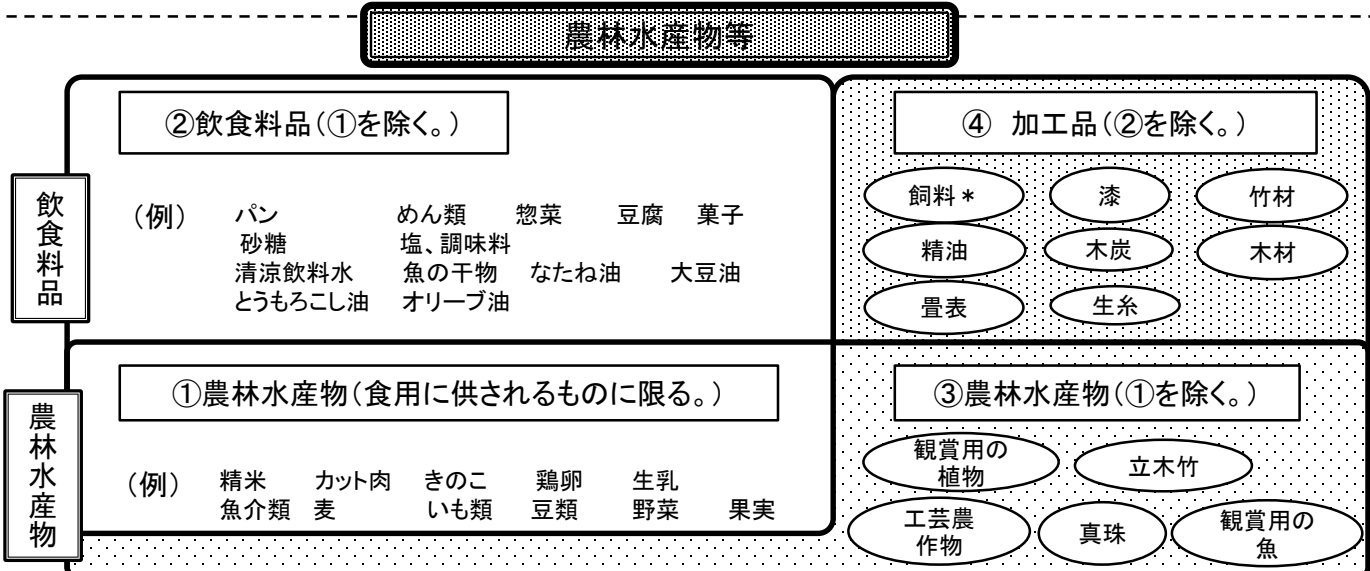
○地域との結びつき：フランス・ノルマンディー地方で飼育されたノルマンディー種の牛の生乳を、少なくとも50%以上使用。19世紀後半から引き継がれている伝統的な製法により、生み出されている。

(2) 制度の対象となる農林水産物等

登録及び規制の対象となる農林水産物等の範囲は、以下の①から④です。

①及び②は全て対象となり、③及び④は政令で指定した13品目が対象となります。

（ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は除く。）



* 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。

※ 酒類については、既存の法律（酒類業組合法）で登録されます。

(3) 地理的表示保護制度の概要

1) 地理的表示の登録 [フロー図 ①、②]

農林水産物・食品の生産・加工業者の団体は、「その製品の生産地や満たすべき品質等の基準を記載した申請書」と「団体の品質管理の方法」を定めた上で、登録の申請を行い、農林水産省において適切な手続を経て登録されます。

2) 地理的表示の使用 [フロー図 ③]

登録された団体が、製品の申請書に合致するよう適切に品質管理を行っている場合に限り、生産者は登録された地理的表示を使用することができます。

その際、その製品には、地理的表示に加えて、地理的表示であることを示すGIマーク（右上図）を付けることになります。

3) 不正表示の取締り [フロー図 ④、⑤]

登録された品質等の基準に満たないものに地理的表示が使用されている場合など、不正使用が発見された場合、農林水産省が表示の除去を命ずるなど、取締りを行います。

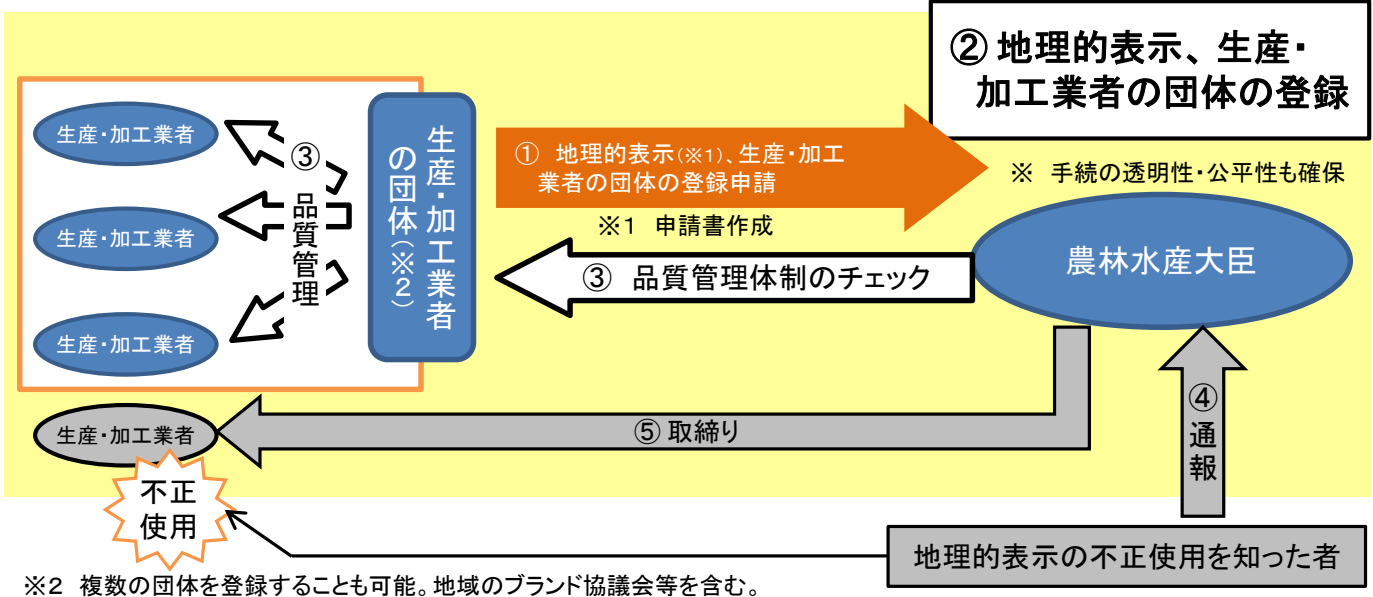


制度による効果

○ 基準を満たす生産者だけが「地理的表示」を名称として使用可能。

○ 品質を守るもののみが市場に流通。
○ GIマークにより、他の製品との差別化が図られる。

○ 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。



(4) 制度の詳細・公示情報の御案内

制度詳細の紹介や登録申請がなされた産品・登録された産品についての公示を、下記ホームページで公開します。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

また、地理的表示保護制度に関する情報を定期的にお知らせする「地理的表示メールマガジン」を配信しています。公示情報、制度の運用状況や、説明会などの御案内を行っています。御関心のある方は是非御登録をお願いします。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

○問い合わせ先： 農林水産省 食料産業局 知的財産課 03-3502-8111(内線4284)